

| | | |
|--------------------|---------------------------|---------------------|
| 公安委員会 説明資料No. 1 | 三代目福博会及び松葉会の 指定の確認について | 平成24年1月12日 企画分析課 |
|--------------------|---------------------------|---------------------|

1 確認の概要

三代目福博会(平成23年11月18日、福岡県公安委員会から確認請求書を受理)及び松葉会(平成23年11月18日、東京都公安委員会から確認請求書を受理)の指定暴力団としての指定手続に関し、審査専門委員の意見聴取を終え、暴力団対策法第6条の規定に基づく指定の確認を行うもの。

2 暴力団の概要等

(1) 三代目福博会

ア 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市博多区千代五丁目18番15号
 イ 代表する者 金寅純 (73歳)
 ウ 勢力範囲 4県(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県)
 エ 暴力団員数 約260人

(2) 松葉会

ア 主たる事務所の所在地 東京都台東区西浅草二丁目9番8号
 イ 代表する者 荻野義朗 (70歳)
 ウ 勢力範囲 1都1道8県(東京都、北海道、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県)
 エ 暴力団員数 約1,100人

3 暴力団対策法第3条の要件に該当すると認める理由

別添のとおり

4 今後の予定

- (1) 1月12日 国家公安委員会による確認を受け、速やかに各公安委員会に確認結果通知書を送付
- (2) 2月3日 官報公示、各団体へ指定通知書送達
- (2) 2月10日 指定効力発生日

別添

暴力団対策法第3条の要件に該当すると認める理由

1 実質目的要件（第1号）該当性

- (1) 威力を利用した資金獲得活動の検挙等（前回効力発生日である平成21年2月10日以降）

各団体の暴力団員は、各団体の威力を利用して資金獲得活動を行つており、各団体の多数の暴力団員が恐喝等により検挙されている。

また、各団体の暴力団員によるみかじめ料要求等の暴力的 requirement 行為により中止命令等が発出されている。

- (2) 審査専門委員の意見聴取

平成23年12月9日三代目福博会について、同月12日松葉会について、それぞれ審査専門委員の意見を聴取した結果、いずれの委員からも、各団体は、資金獲得活動のため、各団体の威力をその暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とする団体であると認められる旨の意見が提出された。

2 犯罪経歴保有者要件(第2号)該当性(基準日:平成23年10月11日)

各団体の全暴力団員数又は幹部暴力団員数に占める犯罪経歴保有者の比率が、暴力団対策法施行令で定める比率を超えていいる。

3 階層組織性要件(第3号)該当性

各団体は、代表する者の統制の下、運営を支配する地位の階層及び指示又は命令できる地位の階層並びにその他の地位の階層があり、階層的に構成されている団体である。

1 刑法犯認知・検挙状況

| | H23.1~12 | H22.1~12 | 増減数 | 増減率(%) |
|-----------|-----------|-----------|-----------|--------|
| 認知件数 | 1,480,826 | 1,585,856 | -105,030 | -6.6 |
| 検挙件数 | 462,642 | 497,356 | -34,714 | -7.0 |
| 検挙人員 | 305,687 | 322,620 | -16,933 | -5.2 |
| うち少年の検挙人員 | 77,716 | 85,846 | -8,130 | -9.5 |
| 検挙率(%) | 31.2 | 31.4 | -0.2 ポイント | |

2 主な特徴点**(1) 刑法犯認知件数は前年に比べ減少**

- 平成15年以降続いている刑法犯認知件数の減少傾向は継続。岩手、宮城、福島の被災3県においても刑法犯認知件数は16.1%減少。
- 金融機関強盗は66件（前年比-3件、-4.3%）と減少するも、被害額は激増（平成22年の約6.8倍）。
- コンビニ強盗は630件（前年比-93件、-12.9%）、その他店舗強盗は444件（前年比-36件、-7.5%）といずれも減少しているが、特定の牛丼チェーン店を狙った強盗事件が多発したため、運営会社に防犯対策の強化を要請。
- 自動車盗は、2万4,927件（前年比+1,152件、+4.8%）と増加。

(2) 重要犯罪と重要窃盗犯の検挙率は上昇

刑法犯の検挙率は、前年に比べ低下したが、重要犯罪の検挙率（64.0%、+1.2P）、重要窃盗犯の検挙率（48.2%、+0.4P）は上昇。

(3) 被災3県では刑法犯認知件数の前年対比の増減率が、震災発生により、大きく減少（震災前-2.0%が、震災後は-16.8%）

震災前後の期間における刑法犯認知件数（月平均）の状況

| | H23.1~2 | H22.1~2 | 増減数 | 増減率 | H23.3~5 | H22.3~5 | 増減数 | 増減率 |
|-----|---------|---------|--------|-------|---------|---------|---------|--------|
| 全 国 | 106,333 | 114,233 | -7,900 | -6.9% | 122,785 | 132,987 | -10,202 | -7.7% |
| 被 災 | | | | | | | | |
| 岩手県 | 399 | 417 | -18 | -4.2% | 514 | 582 | -68 | -11.7% |
| 宮城県 | 1,577 | 1,707 | -130 | -7.6% | 1,744 | 2,010 | -266 | -13.2% |
| 福島県 | 1,277 | 1,198 | 80 | 6.6% | 1,205 | 1,569 | -364 | -23.2% |
| 県 計 | 3,253 | 3,321 | -68 | -2.0% | 3,462 | 4,161 | -699 | -16.8% |

注：本表は、各欄それぞれ四捨五入したものを記載しているので、数値の増減が一致しない。

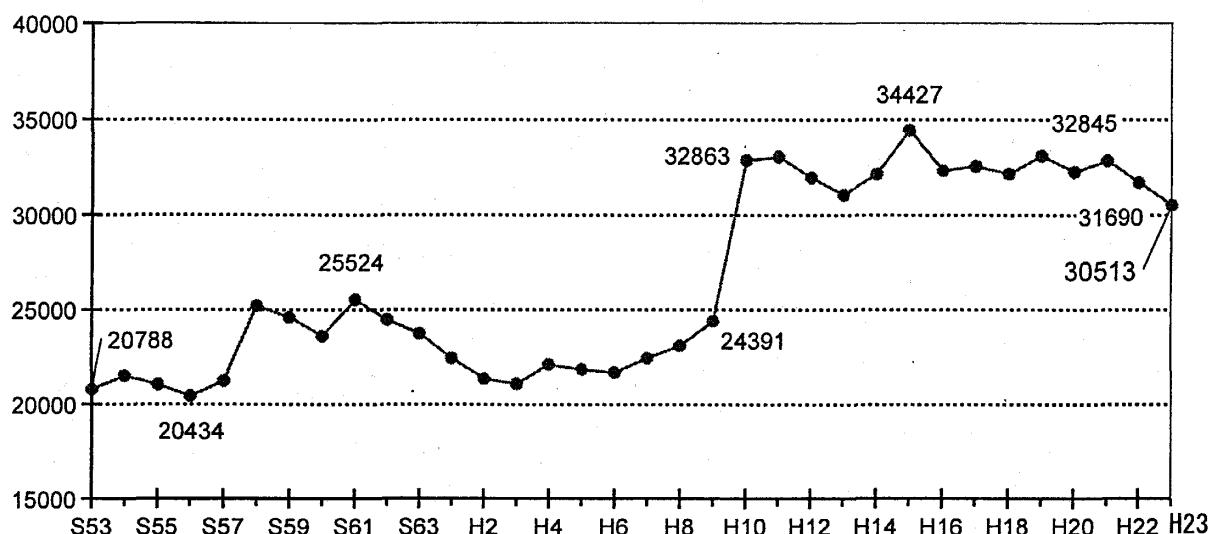
- 震災前後では、震災後の刑法犯の減少率が震災前の減少率を上回っており、特に被災3県では顕著。（全国：0.8P減少（-6.9%が-7.7%）、3県：14.8P減少（-2.0%が-16.8%））
- 震災により被災地では、無人となった民家や店舗、ATMを狙った侵入窃盗などが震災直後に多発したが、検問やパトロール活動等により、その後は減少傾向。

3 今後の犯罪抑止対策

- 地域の実態に即した犯罪抑止対策の強化
- 関係機関・団体、事業者等との連携強化
- 重層的な防犯ネットワークの整備と主体的な自主防犯活動の促進
- 初動捜査の高度化、捜査の科学化の推進
- 取調べ能力の向上と的確な捜査指揮

1 自殺者数の推移

- 平成23年中の自殺者の総数は30,513人（速報値）で、対前年比1,177人（約3.7%）減。
- 平成10年に3万人を超える、その後、14年連続して3万人台で推移。
(人)



2 都道府県別の自殺者数

- 対前年自殺者増減数上位5県

| | 平成22年 | 平成23年 | 対前年比 | |
|----|-------|-------|-------|-------------|
| | | | 増減数 | 増減率 |
| 増加 | 東京 | 2,953 | 3,100 | 147 5.0% |
| | 愛知 | 1,571 | 1,630 | 59 3.8% |
| | 福岡 | 1,259 | 1,310 | 51 4.1% |
| | 愛媛 | 341 | 369 | 28 8.2% |
| | 滋賀 | 356 | 376 | 20 5.6% |
| 減少 | 大阪 | 2,070 | 1,899 | -171 -8.3% |
| | 宮城 | 620 | 483 | -137 -22.1% |
| | 北海道 | 1,533 | 1,438 | -95 -6.2% |
| | 埼玉 | 1,731 | 1,645 | -86 -5.0% |
| | 奈良 | 306 | 238 | -68 -22.2% |

- 対前年自殺者増減率上位5県

| | 平成22年 | 平成23年 | 対前年比 | |
|----|-------|-------|-------|-------------|
| | | | 増減数 | 増減率 |
| 増加 | 愛媛 | 341 | 369 | 28 8.2% |
| | 宮崎 | 320 | 338 | 18 5.6% |
| | 滋賀 | 356 | 376 | 20 5.6% |
| | 東京 | 2,953 | 3,100 | 147 5.0% |
| | 沖縄 | 363 | 381 | 18 5.0% |
| 減少 | 奈良 | 306 | 238 | -68 -22.2% |
| | 宮城 | 620 | 483 | -137 -22.1% |
| | 福井 | 201 | 171 | -30 -14.9% |
| | 山形 | 333 | 284 | -49 -14.7% |
| | 岩手 | 467 | 400 | -67 -14.3% |

- 被災3県の状況

| | 平成22年 | 平成23年 | 対前年比 | |
|----|-------|-------|------|--------|
| | | | 増減数 | 増減率 |
| 岩手 | 467 | 400 | -67 | -14.3% |
| 宮城 | 620 | 483 | -137 | -22.1% |
| 福島 | 540 | 525 | -15 | -2.8% |

※ 平成22年は確定値、平成23年は速報値

| | | |
|--------------------|-----------------------------------|--|
| 公安委員会 説明資料No. 4 | 警察庁指定特別手配被疑者等に関する 追跡捜査の強化等について | 平成24年1月12日 刑 事 企 画 課 搜 査 第 一 課 公 警 安 備 課 課 |
|--------------------|-----------------------------------|--|

1 経緯

昨年12月31日、オウム真理教関係特別手配被疑者である平田信が警視庁本部に出頭したところ、これをいたずらとして処理するという不適切な取扱いがなされたことから、刑事局長及び警備局長の連名通達で、重要指名手配被疑者等に関する追跡捜査の強化等について通達を発出した。

2 通達の概要

(1) 全職員に対する重要指名手配被疑者等に関する情報の周知徹底

- 携帯手配書等を有効に活用すると共に、定期的に手配情報に関する部内教養を実施するなどして、全職員に最新の手配情報を再度周知させること。
- いまだ逃亡中の高橋克也及び菊地直子については、地下鉄サリン事件の発生後、約17年が経過しており、警察職員の中にも本事件後に採用された者も多くなっていることから、改めて教養の機会を設けるなどして、情報等の周知徹底を図ること。

(2) 重要指名手配被疑者等の出頭時等における的確な対応

- 重要指名手配被疑者等が自ら出頭することなどあり得ないとの先入観を捨て、常に緊張感を持って各種業務に当たること。
- 庁舎警戒等の担当業務ごとに、手配被疑者を名乗る者や手配被疑者に似た者を発見した際の具体的な対応要領を作成し、これらの職員が単独で判断して不適切な対応がなされることがないよう徹底すること。

(3) 重要指名手配被疑者等に係る追跡捜査の徹底

- 長期間未検挙の被疑者についても、必ず国内のどこかに潜伏しているとの認識を持って、手配被疑者の検挙に向け、組織を挙げた取組を行うこと。

| | | |
|-----------|--------------|----------------|
| 公 安 委 員 会 | オウム真理教関係被疑者 | 平成24年1月12日 |
| 説明資料No. 5 | の逮捕について（警視庁） | 捜査第一課 公 安 課 |

1 被疑者

住居 大阪府東大阪市

職業

氏名 49歳

2 逮捕日時等

逮捕日時 平成24年1月10日（火）午後3時57分

逮捕罪名 犯人蔵匿（刑法第103条）

3 事案の概要

被疑者は、公証役場事務長逮捕監禁致死事件等の被疑者平田信を大阪府東大阪市内のマンションに匿い、もって犯人を蔵匿したもの。

4 捜査の経過等

- (1) 被疑者は、1月10日午前3時ころ、弁護士に付き添われて、「公証役場事務長逮捕監禁致死事件」特別捜査本部が設置されている警視庁大崎警察署に出頭してきたもの。
- (2) 同日中に、被疑者らが潜伏場所としていた上記マンション等に対する搜索を実施。
- (3) なお、上記特別捜査本部では、被疑者平田信の出頭後の写真等を公開し、その逃亡期間中の足取り等に関する情報提供を呼びかけている。

| | | |
|--------------------|-------------------------------|--------------------------------|
| 公安委員会 説明資料No. 6 | 台湾人留学生の殺人事件 の発生と被疑者の自殺について | 平成24年1月12日 国際捜査管理官 刑事企画課 |
|--------------------|-------------------------------|--------------------------------|

1 被疑者（自殺者）

国籍等 台湾

30歳

2 被害者

(1) 国籍等 台湾

22歳

(2) 国籍等 台湾

24歳

3 殺人事件の概要

被疑者は、平成24年1月5日午前、東京都台東区内のマンション内において、台湾人女性2名に対し、所携の刃物で頸部等を切りつけ、死亡させた。

4 被疑者の自殺

警視庁において、同人を指名手配し所在を追跡中のところ、同月9日警視庁の捜査員が、愛知県名古屋市内で被疑者を発見し、付近の警察署へ任意同行中、隠し持っていた刃物で自己の頸部に切りつけ自殺したもの。

5 再発防止策

以下の内容の通達を発出

- 所持品検査の徹底
- 動静監視の徹底
- 的確な逮捕状の執行

| | | |
|---------------------|-----------------------------|---------------------|
| 公安委員会 | 第52回交通安全国民運動 中央大会の開催について | 平成24年1月12日 交通企画課 |
| 説明資料No. 7 | | |

1 趣旨

交通安全意識の浸透と高揚を図るため、広く国民各層、各分野の関係者が参加する大会を開催して、交通安全に関する基調講演、意見発表等を行うほか、交通安全のために顕著な功績のあった者等への表彰、大会宣言等を行い、一層強力な交通安全国民運動を展開しようとするもの。

2 主催

警察庁、財団法人全日本交通安全協会

3 大会の概要

(1) 第1日目（分科集会、約400人）

ア 日時

1月16日（月）午後1時～午後4時20分

イ 場所

ホテルグランドヒル市ヶ谷

ウ 内容

地域・家庭部会、交通安全教育部会、企業部会の3部会を開催し意見発表を行うほか、大会宣言を検討、作成する。

(2) 第2日目（本会議、約2,000人）

ア 日時

1月17日（火）午後2時～午後2時38分

イ 場所

日比谷公会堂

ウ 内容

秋篠宮同妃両殿下の御臨席を仰ぎ、交通安全のために顕著な功績のあった者等に対する交通栄誉章（緑十字金章・銀章）の表彰、交通安全年間スローガン最優秀入選者に対する内閣総理大臣表彰、大会宣言等を行う。

※ 主要来賓（予定）

内閣総理大臣

参議院議長

国家公安委員会委員長

1 事案の概要

- 1月6日午前11時30分頃、一般の方から、隱岐の島警察署宛てに「隱岐の島町那久漁港沖において、無人の船が漂流している」との通報があり、本件事案を認知。
- 隱岐の島警察署から通報を受けた第八管区海上保安本部が、現場に巡視船及び航空機を派遣し、遭難者3名と遺体1体を巡視船内に収容。

2 遭難者、遺体及び船舶

(1) 遭難者

- 遭難者3名は、第八管区海上保安本部の事情聴取に対し、「北朝鮮出身で早期に北朝鮮に戻ることを希望している」旨を申告。

(2) 遺体

- 第八管区海上保安本部は、1月7日、巡視船内で、医師立会いのもと死体見分を実施。
- 見分の結果、死因は低体温症であることが判明。

(3) 船舶

- 第八管区海上保安本部は、1月7日、隱岐の島町西郷港に曳航した上で、船体検査を実施。

3 日本国政府及び警察の対応

- 政府としては、遭難者らの意向を踏まえ、関係方面との調整を行った結果、1月9日、遭難者3名を、福岡空港から商用機で中国に向けて出国させ、中国（大連）において北朝鮮側に引渡し。
- 警察では、政府全体の方針に従って関係省庁と連携しつつ、遭難者の移送の際の警戒警備等を実施。

公安委員会
説明資料No. 9

外為法違反事件被疑者の逮捕について

平成24年1月12日
外事課

大阪府警察、愛知県警察、兵庫県警察合同捜査本部は、北朝鮮に不正に貨物を輸出したとして、貿易会社代表取締役らを外国為替及び外国貿易法違反(無承認輸出)並びに關税法違反(虚偽申告輸出)の疑いで、1月11日(水)通常逮捕(被疑者甲、乙は再逮捕)した。

1 被疑者

(1) 被疑者甲

国籍

住居 名古屋市

職業

氏名

(61歳)

(2) 被疑者乙

国籍

住居 名古屋市

職業

氏名

(62歳)

(3) 被疑者丙

本籍 東京都台東区

住居 東京都台東区

職業

氏名

(44歳)

2 逮捕罪名

外国為替及び外国貿易法違反(無承認輸出)

關税法違反(虚偽申告輸出)

3 事業の概要

被疑者らは、共謀の上、平成21年6月18日から北朝鮮向けの全ての貨物の輸出が禁止されているにもかかわらず、貨物の最終仕向地が、それぞれ中華人民共和国・大連及び大韓民国・釜山である旨の虚偽の申告をした上、経済産業大臣の承認を受けないで、

第1 平成22年7月3日、中古パソコン等の貨物(輸出申告価格約450万円)を、
横浜港から中国・大連を経由して

第2 平成22年12月17日、中古パソコン等の貨物(輸出申告価格約369万円)を、
横浜港から韓国・釜山を経由して

北朝鮮に輸出したものである。

4 参考

第三国を経由した北朝鮮への迂回輸出入等の防止については、平成22年5月28日の閣議において、関係省庁間の連携を一層緊密にし、更に厳格に対応するよう總理から指示があったところであるが、本件は、同指示以降検挙された北朝鮮向け迂回輸出入事件としては12件目となる。

| | | |
|------------|-----------------------|------------|
| 公安委員会 | 東日本大震災に伴う 警察措置について | 平成24年1月12日 |
| 説明資料No. 10 | | 警備課 |

1 被害状況（1月11日現在。以下同じ。）

死者：15,844人、行方不明者：3,450人、負傷者：5,891人

2 警備体制

- これまでに全ての都道府県警察から約91,100人の警察官を派遣。
- 約4,900人体制で災害警備活動を実施中。
 - ・ 自県部隊：約3,600人（岩手、宮城、福島）
 - ・ 派遣部隊：約1,300人（岩手約200人、宮城約400人、福島約700人）

3 これまでの特別派遣部隊の数等

| 県別 | 岩手県 | 宮城県 | 福島県 | 合計 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 特別派遣人員 | 約 27,200人 | 約 35,600人 | 約 28,300人 | 約 91,100人 |
| 人・日(延べ) | 約256,100人 | 約328,900人 | 約273,300人 | 約858,300人 |

4 主な災害警備活動等

○ 行方不明者の捜索活動

- ・ 岩手県警察では約80人、宮城県警察では約40人、福島県警察では約40人の態勢（3県警察とも自県態勢のみ）で捜索活動を継続。

○ 福島第一原子力発電所周辺における活動

- ・ 特別派遣部隊約260人態勢で、警戒区域（平成23年4月22日設定）内への立入禁止措置を徹底させるための検問を継続。
- ・ 特別警備隊（約160人）等によって、計画的避難区域を中心に、警戒区域及び旧・緊急時避難準備区域を含む地域を活動範囲として重点パトロール等を実施。

○ 身元確認

警察官約70人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約15,200体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約96%）。

○ 防犯及び犯罪取締り

仮設住宅の防犯対策を推進しているほか、被災地での犯罪を抑止するため、地元県警察及び地域警察特別派遣部隊による警戒・警ら活動を実施。

さらに、被災地での犯罪取締りに迅速に対応するため、特別機動捜査派遣部隊を3県に派遣し、機動力を活かした犯罪多発地域等におけるよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を強化。